

## ユーティリティ等費用分担

## 1. 組合との費用負担区分

本組合が負担する什器等は下記のとおりとし、その他は原則として事業者負担とする。

- ・啓発施設図書コーナーの書籍（更新とも）
- ・啓発用パッカー車（みえるくん）

また、電気、上下水道料金、機械警備費用等の費用負担は表 1 に従う。

表 1 組合諸室等の費用負担表

項 目		負担者	摘 要
電気料金		本事業受注者	
上下水道料金		本事業受注者	
電話/F A X、複合機	機材	本事業受注者	電話回線を区分できるようにしておく。
	使用料金	本組合	
テレビ	機材	本事業受注者	
	受信料	本組合	
パソコン 類	機材	本組合	
	回線料	本組合	
設備法定点検等（消防、電気設備、エレベータ、受水槽等）		本事業受注者	
建築設備（機械・電気）維持管理		本事業受注者	
建築本体	屋根防水、外壁検査、躯体補修等	本事業受注者	
機械警備		本事業受注者	
室内清掃		本事業受注者	別表 1 参照
トイレの清掃		本事業受注者	別表 1 参照
ごみの回収・処分		本事業受注者	別表 1 参照
備品、消耗品等		本組合	

2. 新規啓発施設事業者との料金負担区分（6年目以降）

- ① 啓発事業者が変わる時の前事業者の不用品の処分費用  
引き継ぐ事業者が自由に使えることとし、不要であれば本組合の了承を得て、新規事業者が処分する。
- ② 啓発関連事業に必要な設備（備品、消耗品を含む）の整備・運営は新規啓発事業者が行う。
- ③ 電気、上下水道料金、機械警備費用等の負担は表2に従う。

表2 啓発施設の費用負担表

項目		負担者	摘要
電気料金		本事業受注者	
上下水道料金		本事業受注者	
電話、複合機等料金		新規啓発事業者	電話回線を区分できるようにしておく。
テレビ	機材	新規啓発事業者	引継ぎ品を継続利用は可。
	受信料	新規啓発事業者	
パソコン類	機材	新規啓発事業者	引継ぎ品を継続利用は可。
	回線料	新規啓発事業者	
設備法定点検等（消防、電気設備、エレベータ、受水槽等）		本事業受注者	
建築設備（機械・電気）維持管理		本事業受注者	新規啓発事業者が新たに機器を整備したものについては、新規啓発事業者が負担する。
建築本体	屋根防水、外壁検査、躯体補修等	本事業受注者	
機械警備		本事業受注者	
室内清掃		本事業受注者	
トイレの清掃		本事業受注者	
ごみの回収・処分		本事業受注者	
備品、消耗品等		新規啓発事業者	

別表1

清掃業務実施基準表

項目	日常清掃作業内容										
	床・カーペットの清掃	ごみの回収・処分	ドアの拭き掃除	手摺りの拭き掃除	流し台掃除	茶殻処理	鏡磨き	衛生陶器の清掃	ペーパー・水石鹸補充	床面ワックス塗布	窓ガラス清掃
作業場所											
各執務室	日1回	日1回	週1回							年2回	
各会議室	日1回	日1回	週1回							年2回	
廊下・ホール	日1回	日1回	日1回							年2回	
階段	日1回			日1回						年2回	
更衣室	日1回	日1回	週1回							年2回	
湯沸室	日1回	日1回			日2回	日2回					
トイレ(男女・身障者用)	日1回		日1回	日1回			日1回	日1回	日1回		
窓ガラス両面											年2回

※ なお、表は目安であり、詳細については今後の協議による。